独立行政法人環境再生保全機構	独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第十四条	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十一条	独立行政法人都市再生機構	独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第三十九条	独立行政法人国立高等専門学校機構		独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第二十一条	独立行政法人奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十六条	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第二十四条	年金積立金管理運用独立行政法人		独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十八条	独立行政法人住宅金融支援機構	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十四条	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第二十七条
同法第十三条第二項	同法第十八条第二項	同法第三十三条第三項	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第十三条第三項	同法第十八条第二項	年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十五条第四項	同法第二十一条第四項		同法第十六条第二項	同法第十八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、附則第七条第八項又は第十項	同法第二十五条第二項										
共通政令第二十二条第一項本文	共通政令第二十二条第一項本文	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第二十一条第一項本文	共通政令第二十二条第一項本文	共通政令第二十二条第一項本文	年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十号）第十条第一項	共通政令第二十二条第一項本文		独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）第十条本文又は附則第九条本文（附則第十三条において読み替えて準用する場合を含む。）	独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）第二条第一項本文	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法施行令（平成十九年政令第二百三十四号）第二条第一項本文										

国立研究開発法人情報通信研究機構	国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十七条第三項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）	国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）第十六条第二項	国立研究開発法人防災科学技術研究所	国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十六条第三項	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十七条第三項	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十六条第二項	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）第十二条第三項	国立研究開発法人森林総合研究所	国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）第十七条	国立研究開発法人水産研究・教育機構	国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）第十五条第三項	国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）第十二条第三項	国立研究開発法人土木研究所	国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十四条第三項
国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）第三条第一項本文	共通政令第二十二条第一項において読み替えて準用する同条第一項	国立研究開発法人物質・材料研究機構法施行令（平成十一年政令第三百十三号）第十六条第一項	共通政令第二十二条第一項において読み替えて準用する同条第一項	国立研究開発法人防災科学技術研究所法施行令（平成十一年政令第四百四号）第十六条第三項	共通政令第二十二条第一項において読み替えて準用する同条第一項	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法施行令（平成十一年政令第三百七十六号）第十七条第三項	共通政令第二十二条第一項において読み替えて準用する同条第一項	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令（平成十一年政令第三百八十九号）第三条第一項	共通政令第二十二条第一項において読み替えて準用する同条第一項	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法施行令（平成十一年政令第四百二十号）第三条第一項	共通政令第二十二条第一項において読み替えて準用する同条第一項	同法第十四条第二項	共通政令第二十二条第一項において読み替えて準用する同条第一項	国立研究開発法人水産研究・教育機構法施行令（平成十一年政令第四百二十一号）第三条第一項	共通政令第二十二条第一項において読み替えて準用する同条第一項	国立研究開発法人産業技術総合研究所法施行令（平成十一年政令第四百二十二号）第三条第一項	共通政令第二十二条第一項において読み替えて準用する同条第一項	国立研究開発法人土木研究所法施行令（平成十一年政令第四百二十三号）第三条第一項	共通政令第二十二条第一項において読み替えて準用する同条第一項